



18. 当社の責任と免責

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)

19. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一単位または一対に一つの補償限度は10万円を支払います。)

20. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。

Table with 3 columns: Change Item, Rate before start, Rate after start. Includes items like travel start/end date, sightseeing spots, transport equipment, accommodation types, etc.

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合は、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合は、「旅行開始前」として取り扱います。

21. 旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証・予防接種等の渡航手続はおお客様の責任で行っていただきます。

Table with 3 columns: Country/Area Name, Validity Period, Check. Lists countries like USA, UK, etc.

22. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報ホームページ(http://www.forth.go.jp/)」でご確認ください。

23. 海外危険情報について

渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店にご確認ください。

24. お客様の責任

お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

25. お客様の交替

(1)お客さまは当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書に記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。

26. 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なの実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保させていただきます。

27. ご購入の案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、全金を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。

28. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

29. 個人情報の取扱について

当社および「お問い合わせ・お申し込み」欄記載の当社の旅行者代理業者または受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、旅行申込みの行程に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。

(1)個人情報の提供
当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただきます(ほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)。)

(2)個人情報の委託について
お客さまの個人情報や外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。

(3)開示等の請求および問合せ窓口
お客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

株式会社農協観光 個人情報相談窓口
電話03-5297-0300 FAX 03-5297-0136
E-mail info@ntour.co.jp
営業時間:平日09:00-12:00/13:00-17:30

(4)その他
当社の個人情報取扱に関するその他の事項については、当社ホームページ(http://ntour.jp/covenant/privacy.html)をご参照ください。

30. 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けることがあります(以上を「通信契約」といいます)。

- ①カード利用日とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。
②通信契約のお申し込みの際、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。
③通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨を電話・郵便で通知する場合は当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合はその通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。
④通信契約を締結したお客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
⑤通信契約を締結したお客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

31. ご注意

- (1)お客さまのご都合による変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。
(2)天候等不可抗力により航空機、バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客さまのご負担となります。
◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

32. 空港諸税

とくに「空港諸税が含まれている」旨が明示されていない旅行につきましては、空港諸税は旅行代金に含まれておりません。詳細につきましては別途お渡しする「旅のご案内」をご参照の上、当該書面に指定された支払先に、該当する空港諸税をお支払いください。

33. 空港施設使用料等

とくに「空港施設使用料が含まれている」旨が明示されていない旅行につきましては、空港施設使用料は旅行代金に含まれておりません。詳しくは別途お渡しする「旅のご案内」をご参照の上、旅行販売店にてお支払いください。

34. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.ntour.jpからご覧いただけます。

35. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2018年4月1日を基準として作成しております。

～海外旅行保険加入のおすすめ～
お客様が海外旅行行程中に、病気や急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を補償する海外旅行保険にお客様ご自身でご加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、弊社係員にお問い合わせください。

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第939号
株式会社農協観光 愛知支店
〒460-0003 名古屋市中区錦3-3-8
JAあいちビル西館1階
電話052-951-1553
(一社)日本旅行業協会会員
ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者 星野 隆一/波多野 良彦

お問い合わせ・お申込み
愛知県知事登録旅行業代理業第59号
(株)農協観光代理業
JANAごや旅行センター
〒461-0002 名古屋市東区代官町33番27号
電話052-934-1489
(一社)日本旅行業協会会員
総合旅行業務取扱管理者 山村 竹虎

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。(2017.06.01)